

答申第 844 号

情公第 1955 号

令和 8 年 9 月 18 日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会

会長 田村 達久

行政文書公開拒否処分に関する審査請求について（答申）

令和 7 年 12 月 16 日付けで諮問された特定法人に対する行政指導等に関する文書公開拒否（存否応答拒否）の件（諮問第 941 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、審査請求人からの令和7年11月2日付け行政文書公開請求に対し、その存否を明らかにしないで行政文書の公開を拒否した決定（存否応答拒否決定）を行ったことは、妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、令和7年11月2日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和7年11月11日付けで、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第5条第3号及び同条第5号に規定する非公開情報を公開することになるとして、条例第8条の規定に基づき存否応答拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和7年11月16日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 令和7年11月16日付け審査請求書における主張要旨

ア 公開拒否理由の再確認と現状

本件請求は、特定法人の重要事項説明に関する法令違反の疑いについて、実施機関が行った一連の行政手続及び事情聴取に関する文書の公開を求めるものである。

特定法人は、特定年月日に実施機関にて事情聴取を受けたことを審査請求人に電子メールで伝えている。

イ 条例第5条第3号の適用に対する反論

- (ア) 法令違反の是正に関する情報は、正当な利益ではないこと

公開を求める情報は、適正な宅地建物取引業の遂行という法令遵守に関わる内容であり、善良な事業者として守るべき最低限の義務に関する

ものである。法令違反の疑いに関する行政の指導・調査記録は、企業秘密等法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に当たらない。

(イ) 公益性の優越

宅地建物取引業者における重要事項説明の適正化は、消費者保護という極めて高い公益性を持つ。この公益性は、当該事業者の一時的な風評被害の抑止といった利益よりも優越する。

ウ 条例第5条第5号の適用に対する反論

(ア) 行政の透明性と説明責任

外部からの通報に基づき実施機関がどのような事実認定を行い、どのような行政指導（指導・助言等）を行ったかを公開することは、行政の透明性を高め、市民に対する説明責任を果たすために必須である。

(イ) 行政指導の将来の円滑な執行に支障を及ぼさない部分があること

少なくとも、実施機関が事実として認定した内容や、特定法人に是正を求めた指導事項の具体的な内容については、将来の行政運営に悪影響を及ぼすとは考えられない。もし、行政内部の検討過程や、特定法人の企業秘密に該当する部分があるのであれば、その部分のみをマスキングを施すなどにより非公開とし、それ以外の部分については公開すべきである。

(ウ) 結論

上記の理由により、本件処分は、裁量権を逸脱又は濫用したものであり、違法又は不当である。よって、本件処分を取り消し、文書の全部又は少なくとも一部の公開を求める。

(2) 令和7年12月13日付け反論書における主張要旨

ア 条例第8条の適用要件の欠如

条例第8条が存否の応答を拒否することを認めているのは、あくまで「存否を答えるだけで非公開情報を公開することとなる」場合に限られる。

本件において、特定法人は、審査請求人宛ての特定年月日付け電子メールにおいて、「昨日、神奈川県特定グループにて事情聴取を受けて

まいりました」と自ら報告している。すなわち、特定法人が県の事情聴取を受けたという事実は、特定法人自身の発言により既に公開されており、当事者間においては公知の事実である。既に明らかになっている事実について、実施機関が未だに「存否を答えることが事業者の権利利益を害する」あるいは「職務遂行に支障を及ぼす」として秘匿することは条例第8条の解釈を誤ったものであり、事実上の隠ぺいに他ならない。本件において、存否を明らかにしても法的に保護すべき利益は既に失われているか、極めて限定的である。

イ 条例第5条第5号の適用要件の不存在

実施機関は、存否を明らかにすることで「証拠の隠滅や捏造等を誘引し、正確な事実の把握を困難にするおそれ」があると主張する。しかし、特定法人は特定年月日に実施機関の事情聴取に応じており、実施機関による調査及び指導の事実を認識済みである。過去に行われた事実の記録が存在することを認めたとしても、それによって将来の事務遂行において新たに証拠隠滅等のリスクが生じるとは認められない。抽象的な「おそれ」を理由に公開を拒むことは「県政に関する情報の公開を総合的に推進し、県政に対する県民の理解を深め、信頼関係を増進する」という条例第1条の目的にも反する。

ウ 結論

以上のとおり実施機関の弁明には理由がない。

実施機関は速やかに条例第8条の適用を解除し、文書の存在を認めた上で、条例第6条の規定に基づき、真に非公開とすべき箇所（個人情報等）を除いた部分を公開すべきである。

4 実施機関（県土整備局建設業課）の説明要旨

- (1) 公開請求のあった行政文書は、文書の存否を明らかにすることによって、特定の事業者に対する行政指導や指導の求めの有無が明らかになるものである。

行政指導の内容や行政指導の求めについては、公開することで、特定の事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。こ

のことは、条例第5条第3号に該当する。

また、行政指導の求めについては、公開することで、対象となる事業者が証拠の隠滅や捏造を図るなど、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、同条第5号に該当する。

そして、これらの行政指導の有無や行政指導の求めの有無が明らかになることで、公開と同様の効果が発生するものであることから、条例第8条の規定により、公開請求のあった行政文書の存在を明らかにせず、公開拒否を決定したものである。

ア 条例第5条第3号に該当する理由

公開請求のあった行政文書は、特定の法人を名指しして、法に基づく相談や行政指導等に関する文書の公開を求めるものであるが、仮に当該文書が存在し、これを公開した場合、当該法人に対する信用を低下させ、取引先との関係が悪化することが予想されるなど、当該法人の事業活動に支障を及ぼし、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、仮に当該文書が存在し、これを一部非公開とした場合でも、法に基づく相談や行政指導等があった事実を認めることとなり、前述のとおり法人の正当な利益を害するおそれがある。

イ 条例第5条第5号に該当する理由

県に対する宅地建物取引業法に基づく相談の事実が明らかになると、宅地建物取引業者にとって、相談内容に対する防御の機会を与えることとなり、証拠の隠滅や捏造、相談者と想定される者への威迫を誘引するおそれがあり、県が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握が困難となるおそれがある。

(2) 審査請求人の主張に対する反論

ア 条例第5条第3号について

審査請求人は、法令違反の疑いに関する行政の指導・調査記録は、企業秘密等法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に当たらない、また、重要事項説明の適正化は消費者保護という極めて高い公益性を持ち、この公益性は当該事業者の風評被害の抑止

といった利益よりも優越すると主張する。

しかし、上記(1)アに記載したとおり、審査請求人が公開を求める情報は、条例第5条第3号に該当するものであって、同号ただし書に該当しない限り、公開することはできない。

同号ただし書により公開することが必要と認められる情報は、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」ものであるが、特定の事業者に対する行政指導の有無に関する情報はこれには該当しない。

イ 条例第5条第5号について

審査請求人は、実施機関がどのような事実認定を行い、どのような行政指導を行ったかを公開することは、行政の透明性を高め、市民に対する説明責任を果たすため必須である、また、行政指導の円滑な執行に支障を及ぼさない部分があると主張する。

しかし、審査請求人が公開を求める情報は、上記(1)イに該当するものであるから、審査請求人の主張には理由がない。

ウ 以上の理由から、公開請求のあった行政文書について、その存否を答えるだけで公開することとなる情報が条例第5条第3号及び同条第5号に該当するとして、その存否を明らかにしないで公開を拒否した実施機関の決定は、条例第8条に該当し、妥当なものである。

5 審査会の判断理由

実施機関は本件請求に対し、本件請求に係る行政文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第5条第3号及び同条第5号に規定する情報を公開することになることを理由に、条例第8条の規定に基づく存否応答拒否の決定を行っていることから、その妥当性について以下検討する。

(1) 条例第8条が規定する存否応答拒否決定について

条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。」と規定している。

行政文書公開請求に対して公開拒否決定を行う場合、請求対象である行政文書の存否を明らかにした上で諾否の決定を行うのが原則であるが、行政文書公開請求の内容によっては、行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第5条各号が規定する非公開情報が請求者に明らかとなる場合があることから、このような場合には例外的に行政文書の存否も明らかにせずに公開拒否決定を行うことを認めたのが、本条の規定である。

そして同条が存否応答拒否決定の要件について、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる」と規定している以上、実施機関が存否応答拒否決定を行うに当たっては、公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで明らかとなる情報（以下「存否情報」という。）を認定した上で、その存否情報が条例第5条各号に規定する非公開情報に該当すると判断した理由を示すことが求められると解すべきである。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 存否情報の認定について

実施機関は、公開請求のあった行政文書の存否を明らかにすることで、特定法人に対する行政指導や指導の求めの有無が明らかになると説明している。

そこで検討すると、本件請求に係る行政文書公開請求書の「公開請求に係る行政文書の内容」欄には、「特定法人に対する宅地建物取引業法に基づく相談から、行政指導、行政指導（監督処分）等に関する一連の関連文書」と記載されていることから、かかる請求に対して行政文書の存否を答えるだけで、特定法人に関する同法に基づく相談の有無並びに行政指導及び監督処分の実施の有無という情報（以下「本件存否情報」という。）が明らかになると認められる。

そのため、実施機関の存否情報の認定は妥当である。

イ 本件存否情報の非公開情報該当性について

実施機関は、①行政指導等の有無や行政指導の求めの有無が明らかになることで、特定法人の信用を低下させ、取引先との関係性が悪化することが予想されるなど、特定法人の事業活動に支障を及ぼし、権利、競

争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨（本件存否情報の条例第5条第3号該当性）及び②行政指導等の有無や行政指導の求めの有無が明らかになることで、特定法人にとって防御の機会を与えることになり、証拠の隠滅や捏造、相談者と想定される者への威迫を誘引するおそれがあり、監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握が困難となるおそれがある旨（本件存否情報の条例第5条第5号該当性）を説明している。

そこで、まず、本件存否情報の条例第5条第3号該当性について検討すると、本件存否情報を公開することで、特定法人が何らかの不適切な業務を行ったのではないかとの憶測を呼び、社会的評価の低下を招き、事業活動に支障を及ぼし、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるから、実施機関の説明は否定し難いため、本件存否情報は条例第5条第3号に該当すると認められる。

したがって、本件存否情報の条例第5条第5号該当性について判断するまでもなく、本件存否情報は非公開情報に該当する。

ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は、特定法人が実施機関からの調査を受けたことを、特定法人自らが審査請求人に報告しているとして、情報の公開によって失われる法人の権利利益は存在しない旨主張している。

しかし、行政文書公開請求権が何人にも認められた権利であることに照らせば（条例第4条）、公開・非公開の判断についても、請求者の個別的事情にかかわらず判断すべきものと解されることから、仮に個別の請求者が非公開情報の内容を何らかの事情によって知っていたとしても、これをもって直ちに条例上の非公開情報該当性が失われるものではないと解すべきである。

よって、審査請求人の主張は採用できない。

エ 結論

以上のことから、実施機関が、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第5条第3号に規定する非公開情報を公開することになることを理由に、条例第8条の規定に基づき本件処分を

行ったことは妥当である。

オ その他

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

公開請求に係る行政文書の内容
特定年月以降に、貴県特定局特定部特定課特定グループにて行われた、宅地建物取引業者特定法人に対する宅地建物取引業法に基づく相談から、行政指導、行政指導（監督処分）等に関する一連の関連文書

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年 12 月 16 日 (収受)	○ 諮問
令和 8 年 6 月 22 日 (第 261 回第二部会)	○ 審議
令和 8 年 7 月 31 日 (第 262 回第二部会)	○ 審議
令和 8 年 8 月 28 日 (第 263 回第二部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
釧 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

（令和 8 年 9 月 18 日現在）（五十音順）